

ホ、保険醫は保險患者の求めにより必ず處方箋を發行すべし。(施行規則第五十條の強化修正)
ヘ、事務簡捷を計り一切の手當金を傷病發生の日より十五日以内に支給する事。(健康保險法令第八十九條の修正)
ト、保險病院を六大都市及主要労働都市に建設する事。

チ、前掲(ハ)(ニ)ホ)に背反する行為ありたるときは該保險醫に對し五百圓以下の罰金に處する旨の制裁規定を設くる事。

(施行規則第八十條の修正)

理 山 省 略

實 行 方 法

以 上

新執行委員及政治委員の活動により趣旨實現を期す

第三號議案 労働協約法に關する件

執行委員會提出

主 文

吾等は労働者の團體交渉権を確認すべき労働協約法の即時立案とその實現を期す

理 由

個人恣労働契約が、資本の労働搾取を容易ならしめ、この事實が労働階級を刺戟して労働運動の發達を促し、今や個人主義

的労働契約は漸次集合的團體契約に置き代へられ、更にその發達が労働條件の改善と、罷業の最少化に大なる貢獻を齎しつつある事は極めて顯著なる事實である。

然るに、今日尙ほ舊來の私法的法律觀を以て之を律せんとするが如きは、誠に愚の極みであると同時に現實に不可能なる事柄であり、殊に労働階級に取つては忍び得ざる不利益と云はなければならぬ。故に國家は直ちに法律を制定して労働協約に公法的承認を與へその効力確保の爲めに圖るべきで、それは極めて緊要にして且つ當然なる措置であると確信するものである。

以上の理由により、茲に労働協約法案を提出し、その即時實現を期せんとするものである。

實 行 方 法

(イ)第六十五議會に提案すること。

(ロ)日本労働組合會議加盟組合の請會合並に機關紙に於て宣傳し、輿論の喚起に努力すること。

(ハ)内務大臣、社會局長官、首相、各省大臣に宛て建議陳情をなすこと。

労働協約法要綱

一、本法に於て労働協約と稱するは、本法第六に規定せる労働協約の能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者團體との間に文書によつて締結せる労働條件の協約を云ふ。

二、労働協約の締結されたる場合に於ける個人的契約は被傭者の利益となる部分に限り有効とす。

三、労働協約當事者は、協約締結後、二週間以内に地方長官に届け出づるものとす。

四、労働協約中の條項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せらるゝに至りたる時、若くは同條